

平成22年 No.28

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

制定理由

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程（平成22年規程第1号）の附則第2項の規定により、現に附属学校の長である者が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合において、後任の附属学校の長の就任の日が年度の途中となり、それに伴い任期満了の日が年度途中になることも想定され、各附属学校の諸行事等における校長の職務を考慮すると、任期満了の日が年度途中となることは避ける必要があるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年4月14日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年4月15日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規程第18号

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程（平成22年規程第1号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程（平成22年規程第1号）の附則第2項の規定により，現に附属学校の長である者が任期満了前に辞任し，又は欠員となった場合において，後任の附属学校の長の就任の日が年度の途中となり，それに伴い任期満了の日が年度途中になることも想定され，各附属学校の諸行事等における校長の職務を考慮すると，任期満了の日が年度途中となることは避ける必要があるため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 附 則（平22程1） 1 この規程は，平成22年2月1日から施行する。 2 この規程施行の際，現に附属学校の長である者については，なお従前の例による。 3 <u>この規程施行の際，現に附属学校の長である者が任期満了前に辞任し，又は欠員となった場合において，後任の附属学校の長の就任の日が年度の途中であるときの任期は，改正後の第8条第1項の規定にかかわらず，就任の日から起算して1年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は，平成22年4月15日から施行し，平成22年2月1日から適用する。</u>	〔省略〕 附 則（平22程1） 1 この規程は，平成22年2月1日から施行する。 2 この規程施行の際，現に附属学校の長である者については，なお従前の例による。